

**令和 8 年度森林由来 J-クレジット制度普及啓発事業
募集要項**

1 事業名

令和 8 年度森林由来 J-クレジット制度普及啓発事業

2 事業目的

東三河※¹ ビジョン協議会※² では、「東三河振興ビジョン 2030」を推進していくにあたり、広域的課題への対応を強化するため、2024 年度から重点プロジェクト「東三河森林ルネッサンスプロジェクト」（以下「重点プロジェクト」）を実施しています。

重点プロジェクトの実施にあたり、東三河地域における森林資源及び森林空間を活用した新たな収益事業の創出による持続可能なビジネスモデルの構築を図るため、森林由来 J-クレジット創出に向けた普及啓発及び創出支援を行うことを目的とします。

※1 東三河とは、愛知県東部の 8 市町村（豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町及び豊根村）で構成される地域。

※2 東三河ビジョン協議会とは、東三河の地域づくりの主体となる市町村、広域連合、民間組織及び愛知県が一体となって東三河振興に取り組むため、各地域振興施策について協議を行う場。

2 事業内容

令和 8 年度森林由来 J-クレジット制度普及啓発事業仕様書（別添 1）のとおり。

3 委託金額の上限

委託金額の上限は 7,986,000 円（消費税及び地方消費税込み）とします。

なお、契約保証金については、愛知県財務規則（昭和 39 年愛知県規則第 10 号）第 129 条の 2 に基づき、契約金額の 100 分の 10 の金額とします。ただし、同規則第 129 条の 3 第 3 号に該当する場合は、契約保証金の全部を免除します。

4 契約期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 26 日（金）まで

5 応募資格

応募資格者は、次の要件を満たす者としてします。

- （1）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- （2）企画提案応募書の提出期限において、愛知県から指名停止の措置を受けていないこと。
- （3）この公告の日から企画提案応募書提出期限までの期間において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 24 年 6 月 29 日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- （4）破産者でないこと。

- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を目的とした者でないこと。

6 企画提案書の提出

当事業の受託を希望される方は、別添2「企画提案書記載要領」により作成し、持参、郵送（配達証明に限る）又は宅配便（手渡ししたことが証明されるものに限る。）により提出してください。

なお、企画提案書は1者1提案とします。

(1) 提出書類

- ア 企画提案書表紙（様式1）
- イ 業務実施体制（様式2）
- ウ 企画提案（様式3）
- エ 事業費積算書（任意様式）
- オ 社会的価値の実現に資する取組に関する申告書（様式4）
※該当する取組がある場合は、証明書類を併せて添付すること
- カ 誓約書（様式5）
- キ 応募者の概要が分かる資料（法人のパンフレット等）
- ク 企画提案書の非開示願（様式6、必要な方のみ）

(2) 提出部数

上記アからオは8部、上記カからクは1部

(3) 提出期限

令和8年9月24日（木） 午後5時（必着）

(4) 提出場所

〒440-8515 豊橋市八町通5丁目4

愛知県東三河総局企画調整部企画調整課調整グループ宛

(5) 企画提案書の作成上の注意

- ・ 要求した内容以外の書類、図面等については受理しません。
- ・ 提出された企画提案書は返却しません。
- ・ 企画提案書を受け付けた後の追加及び修正は認めません。
- ・ 企画提案書について情報公開請求があった場合は、応募者の意見を踏まえた上で、県が対応について判断します。

7 応募に関する質問

応募に関して質問がある場合は、別紙「応募に関する質問」により、令和8年9月16日（水）午後5時までに、愛知県東三河総局企画調整部企画調整課宛て電子メール（higashimikawa@pref.aichi.lg.jp）により、提出してください。

質問に対する回答は、令和8年9月18日（金）までに、電子メールで通知します。

※タイトルは、「令和8年度森林由来Jークレジット制度普及啓発事業に関する質問」としてください。

※回答は、県のWeb ページに掲載します。

8 受託者の選定方法等について

(1) 審査方法

提出された企画提案書について、形式審査を行った後、県が設置する選定委員会において、審査基準に基づき審査を行い、最も優れた応募者を受託候補者として選定します。

ただし、応募者が3者以上の場合は、選定委員会での審査に先立ち、書面による1次審査を行います。(選定委員会と同様の基準にて審査)

選定委員会における審査は、提案者によるプレゼンテーション及び企画提案書による書面審査により行います。ただし、状況により書面審査のみとなる場合があります。

※プレゼンテーションは、企画提案書のみで行い、1者15分程度、終了後に質疑応答を10分程度行います。

※プレゼンテーションの詳細(日時、場所等)は後日連絡します。

※書面審査のみとなった場合、書面による質疑応答を行う場合があります。

(2) 審査基準

選定委員会で以下の項目などについて評価し、総合的な審査を行います。

【業務遂行能力】

① 事業実施の基本的な運営方針 (25点)
・ 事業の趣旨を十分に理解しているか。(5点)
・ 提案された内容や手法、スケジュールは具体的かつ適切であるか。(5点)
・ 業務の遂行に必要なスキル、ノウハウ、専門的知見、経験があるか。(5点)
・ 業務の円滑な遂行に必要な体制が整っているか。(5点)
・ 本業務と類似する業務の実績を有しているか。(5点)
② 概算費用 (5点)
・ 事業内容に対して経費見積が妥当な金額となっているか。(5点)

【企画提案能力】

① セミナーの企画・運営 (30点)
・ 基礎的な内容及び実務的な内容の両方について、参加者の理解促進につながる具体的な提案となっているか。(15点)
・ 東三河地域の森林所有者、森林組合、市町村等の参加を促進する工夫がなされているか。(10点)
・ 会場運営、広報等について効果的な提案となっているか。(5点)
② Jークレジット創出支援 (30点)
・ 対象団体の課題やニーズに応じた伴走支援が可能な提案となっているか。(15点)

・ J ークレジット創出に向けた助言や支援について、実効性が期待できる内容となっているか。(15 点)
③ その他 (10 点)
・ 独自の発想や創意工夫をすることで、業務に関するアピールポイントを示しているか。(10 点)

【社会的価値の実現に資する取組】

社会的価値の実現に資する取組に関する申告書（様式 4）に基づく評価 (6 点)

9 選定結果の通知

選定結果については、全ての応募者に対して郵送もしくは電子メールにより通知します。

10 その他

選定委員会は非公開です。審査の経過等に関する問合せには応じません。

11 スケジュール（予定）

令和 8 年 9 月 4 日（金）	企画提案募集開始
9 月 16 日（水）午後 5 時	応募に関する質問期限
9 月 18 日（金）	質問に対する東三河総局回答期限
9 月 24 日（木）午後 5 時	企画提案書提出期限
9 月下旬	選定委員会による審査、受託事業者決定
10 月上旬	委託契約

12 注意事項

- （1）応募及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。
- （2）提出書類の作成及び提出等に必要な経費については、各応募者の負担とします。
- （3）受託後の企画提案書に記載された業務実施体制（総括責任者、業務担当者等）の変更は原則認めません。
- （4）受託者は、本業務の遂行にあたり知り得た情報を、委託者の許可なく他に漏らしてはならないものとします（契約終了後も同様とします）。
- （5）この要項に定めるものの他、選定実施に係る必要な事項は委託者が定めます。

13 お問い合わせ先

愛知県東三河総局企画調整部企画調整課調整グループ

電話：0532-35-6110（ダイヤルイン）

電子メール：higashimikawa@pref.aichi.lg.jp